

政令第 号

研究交流促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項に次の一号を加える。

五 国土交通省国土地理院

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

研究交流促進法第二条第二項に規定する試験研究機関等に国土交通省国土地理院を追加する必要があるからである。